

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 24 年 7 月 9 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 10 時 43 分
出席委員名	◎杉村 定男 ○野口 佳子 世古 明 福井 輝夫 長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀 長岡 敏彦
欠席委員名	
署名者	世古 明 福井 輝夫
担当書記	津村 将彦
審議議案	議案第 60 号 平成 23 年度 伊勢市一般会計補正予算(第 2 号) 中総務政策委員会関係分 議案第 63 号 伊勢市火災予防条例の一部改正について 議案第 65 号 水槽付消防ポンプ自動車(西分署配備)の取得について 議案第 66 号 水槽付消防ポンプ自動車(度会出張所配備)の取得について 議案第 70 号 平成 24 年度 伊勢市一般会計補正予算(第 3 号) 中総務政策委員会関係分 平成 24 年 請願第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める請願 基地対策関係予算の増額等を求める意見提出について
説明者	総務部長、総務部参事、総務課長 情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長 行政経営課副参事 環境生活部長、環境生活部参事 消防長、消防次長 ほか関係参与

## 審議結果並びに経過

杉村委員長が開会を宣言し、会議録署名者に世古委員、福井委員を指名した。

ただちに議事に入り、「議案第60号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第2号)中総務政策委員会関係分」、「議案第63号 伊勢市火災予防条例の一部改正について」、「議案第65号 水槽付消防ポンプ自動車(西分署配備)の取得について」、「議案第66号 水槽付消防ポンプ自動車(度会出張所配備)の取得について」、「議案第70号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第3号)中総務政策委員会関係分」、「平成24年請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願」及び「基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出について」の7件について審査し、「議案第60号」、「議案第63号」、「議案第65号」、「議案第66号」及び「議案第70号」については、全会一致をもって可決し、「平成24年請願第1号」については全会一致をもって継続審査と決定し、意見書提出については全会一致をもって提出すべしと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前9時58分

### ◎杉村定男委員長

おはようございます。

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

世古委員、福井委員の御両名をお願いいたします。

本日、審査いただきます案件は、去る7月2日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました、『議案第60号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第2号)中総務政策委員会関係分』、『議案第63号 伊勢市火災予防条例の一部改正について』、『議案第65号 水槽付消防ポンプ自動車(西分署配備)の取得について』、『議案第66号 水槽付消防ポンプ自動車(度会出張所配備)の取得について』、『議案第70号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第3号)中、総務政策委員会関係分』、『平成24年度請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願』及び『基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出について』の7件であります。

お諮りいたします。審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。そのように決定しました。

**【議案第 60 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）中、総務政策委員会関係分】**

◎杉村定男委員長

それでは、はじめに『議案第 60 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）中、総務政策委員会関係分』を議題といたします。

それでは、審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の 14 ページ、15 ページをお開きください。

〔款〕 2 総務費、〔項〕 1 総務管理費のうち、〔目〕 1 一般管理費、〔目〕 16 基金管理費、及び〔目〕 23 コミュニティセンター費を御審査願います。

発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

発言もありませんので、〔款〕 2 を終わります。

続きまして 24 ページ、25 ページをお開きください。

〔款〕 5 労働費、〔項〕 1 労働諸費、〔目〕 2 緊急地域雇用対策事業費のうち、中事業（1）「治安・防災関連雇用対策事業」、及び中事業（3）「情報通信関連雇用対策事業」を御審査願います。

「平成 24 年度 6 月補正予算の概要」の 2 ページを参照ください。

御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

発言もないようですので、〔款〕 5 を終わります。

続きまして 30 ページ、31 ページをお開きください。

〔款〕 10 消防費を〔款〕一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎杉村定男委員長

御発言もないようですので、〔款〕 10 を終わります。

以上で、歳出の審査を終わります。

10 ページにお戻りください。

次に、歳入の審査に入ります。

歳入の審査は〔款〕単位でお願いします。

10ページ、11ページの〔款〕13 分担金及び負担金 を御審査願います。  
御発言は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、〔款〕13 を終わります。  
次に〔款〕15 国庫支出金 を御審査願います。  
御発言は、ありませんか。  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

これはですね、社会資本総合整備交付金、後の市債と関連すると思うのですが、  
よろしいです。市債で聞かせてもらいます。

◎杉村定男委員長

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

発言もありませんので、〔款〕15 を終わります。  
次に、〔款〕16 県支出金 を御審査願います。  
御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、〔款〕16 を終わります。  
次に、〔款〕17 財産収入 を御審査願います。  
御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、〔款〕17 を終わります。  
次に、〔款〕19 繰入金 を御審査願います。  
御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、〔款〕19 を終わります。

次に、〔款〕22 市債 を御審査願います。10ページから13ページにかけてでございます。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと聞かせてください。確認させてください。

4億5,470万円の補正を上げられておりますが、5ページ、まだこれから審査しますので、5ページにまとめて書いてあるのであれなのですが、これでいきますと、合併特例債が3億5,820万円減、それから5ページの真ん中の障害者支援について、これは関係ないとして、その下の緊急防災減災事業債、これが約8億増と。7億9,760万円ですか、増ということになっているのですが、先ほどの社会資本整備総合交付金の補正と、これは防災関係とかそういうものだと思うのですが、主な変更の要因というのですか、特に合併特例債は有利な起債ですので、3億5,820万の減ということになっておりますので、そこらへんの組み替えがあったと思うのですが、そこらへんをもうちょっと説明してください。

◎杉村定男委員長

行政経営課副参事。

●鳥堂昌洋行政経営課副参事

お答えをさせていただきます。

今、御指摘いただきましたように、こちらの合併特例債の減額につきましては、3段目ですね、緊急防災減災事業債、こちらのほうへ組み替えをさせていただいた結果、このような減額となっておりますという状況でございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

分かりました。

この社会資本整備総合交付金、さっき審査は終わりましたのですが、国庫支出金との関係もあるのですか。

◎杉村定男委員長

行政経営課副参事。

●鳥堂昌洋行政経営課副参事

今回につきましては、国のほうが23年度の補正の中で上げました、緊急防災減災事業という形の中で、全国防災対策費というところで仕事が進められております。

その中で今回、特例債を充てていた事業につきましても、社会資本整備総合交付金が充てられるようになりました。

それでその結果としまして、緊急防災減災事業債も充てられるようになりましたので、それで今回の特例債からの組み替えを行ったというところでございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

はい、分かりました。

そうしますと、この緊急防災減災事業債というのが新たに出てきたのですが、これはそうすると、組み替えているということになると、充当率とかそういう後の交付税措置というのが合併特例債よりいいというふうな解釈になるのですが、合併特例債の場合は充当率が95で、7割が地方交付税措置と、こういうことになっているわけですが、緊急防災減災対策事業債については、確か100パーセントの充当率だと思うのですが、確認の意味もありますので、そこらへんちょっと説明してください。充当率と地方交付税措置の点について。

◎杉村定男委員長

行政経営課副参事。

●鳥堂昌洋行政経営課副参事

御指摘いただきました部分の緊急防災減災事業債につきましては、100パーセントとなります。

充当率は100パーセントでございます。交付税措置につきましては、補助事業分につきましては80パーセント、単独事業につきましては70パーセントと2種類ございます。以上です。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

分かりました。有利ですね。

そうすると単純にここの10ページ、11ページの中で補正で4億5,470万、合併特例債を3億5,820万削った、組み替えて緊急防災を約8億近く増ということになるのですが、ここでこれが可決されるというか、通った場合、市の財政負担というのはどの程度

軽減されるのですか。

◎杉村定男委員長

副参事。

●鳥堂昌洋行政経営課副参事

今のところの試算という形でお聞きいただきたいのですが、事業実施年度におきましては一応、今回の緊急防災減災事業債に組み替えた分ということでいきますと、現年度におきましては4千万円程度。

その後の公債費における影響額、こちらも本当に試算になるわけですが、こちらも4,400万円程度、合わせまして8,400万円程度は一般財源の負担が軽減できるのかなというところで試算をしているところでございます。以上でございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

もう1点、この補正と直接関係あるのかな、ないかちょっとそこらへん微妙なのですが、どうしても聞いておかなければならないことは、この合併特例債が法律改正によりまして5年延びますね。特例債が今度。

平成17年に合併して27年までが32年度まで使えるということが、先月の27日の法律をちょっと控えてきたのですが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律というのが通りまして、先月、まだはやはやですが、公布、同日施行されていますね。

そうすると5年間、これから延ばせるわけです。

これはありがたい話なのですが、起債のところですので教えてください。

1点目は今、これからの運用も含めて今、決算ベース、23年というのはまだ議会に出していませんので、私には分からないのですが、あなたのところのほうでは、当局ではもう既に掴んでいると思うのです。予測ですよ、あくまで。

決算ベースで今、特例債の借入額というのはどの程度になっているのですか。

◎杉村定男委員長

副参事。

●鳥堂昌洋行政経営課副参事

23年度末をもちまして、建設事業分といたしましては108億程度を見込んでおります。

基金増勢で31億ほどございましたので、合わせまして140億の合併特例債を既に発行済になるという予定でございます。

◎杉村定男委員長  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

140億ということで、ちょっと前まで合併協議の中で100億でどうやこうやとえらい議論をしたこともあるのですが、今は合計で140億ということだと、国の認められる基準というのが360から70億くらいあるわけですから、140億というのはまだ、そういう意味ではいいわけですけどもね。

そこでちょっと聞きたいのですが、国の計算式はマックスで370億くらいあると思っているのですが、そんなものでよろしいのですか。

◎杉村定男委員長  
副参事。

●鳥堂昌洋行政経営課副参事

標準全体事業費に対しまして95パーセント充当できるということで計算をさせていただいた際の借り入れの限度といたしましては、368億円という形で試算をしております。

それと先ほど申し上げました140億といいますのも、基金の分も含めておりますので、以前まで御協議いただいていた100億という話は、建設事業分に限ってということになりますので、今の平成23年度見込みでは108億円程度というところにあるということだけ御承知おきいただきたいと思います。以上でございます。

◎杉村定男委員長  
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

最後に1点だけ。

平成22年の8月に伊勢市財政収支見通しというのを出されていますね。これまあ、私も持っているのですが。

23年から27年度という収支見通しをまず出されておりました、その中にも合併特例債というのが推計されています。

これは来年、再来年までの見通し、財政収支見通しを、おたくさんのところが出されているので、これはまだ生きていると思うのですが、そうすると5年間延びてくる、ありがたいことです。

そういうことも含めて、これは23年度から始まっていますので、ここらへんの修正といたしますか、見直しといたしますか、そういうことも含めて、先般法律改正によって5年間、合併特例債が延長されたということを踏まえて、財政当局としての基本的な考え方だけ聞かせてもらって、終わります。

これは情報戦略局長さんのほうで答えていただけたらありがたいです。

◎杉村定男委員長

局長。

●森井啓情報戦略局長

ただいまの佐之井委員の御質問でございます。

地方債の延長、合併特例債に関する延長があったことに関して、今後の財政計画とい  
いますか、財政的な基本的な考え方ということでお答えをさせていただきます。

まずこの合併特例債そのものにつきましては、御案内のとおり新市建設計画に基づい  
ております。

ですのでこれは合併後の10年間ということで、27年度までを想定して作っておりま  
して、その中に財政計画も含まれている、そんな感覚でおります。

それを元にしまして、時点修正的な意味合いも含めて、前5年、後期5年の財政収支  
見通しというのをこれまで作らせていただきました。

先ほど御案内がありましたように、先月27日に地方債延長の特例法が定められました  
ので、私どもも15年間ということで、32年度まで特例債が借りられるような格好にな  
ってまいります。

その根拠となります新市建設計画の扱いについて、今後総務省等からいろんな意味合  
いで指示があるかと思っております。

財政計画なり新市建設計画なりをどういうふうと考えていくのかということの指示が  
あるかと思っております。

それを踏まえまして、しかるべき対応をさせていただきたい。

今現状は27年度までの5年間の財政収支見通しを作っておりますし、前回の前期5年  
間もそうございましたですけれども、来年が中間年になってまいります。

現状今、起債のこととは関係ございませんけれども、病院の建設の問題でありますと  
か、学校の適正配置の問題でありますとか、様々な大きな事業が動いてきておりますの  
で、ある程度の見通し等々が立った段階で、来年、改めて、年度をどこまで延ばすのか  
ということは別でございますけれども、一定程度の見直しをしながら今後の財政計画を  
作っていきたい、そのように考えております。以上でございます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

発言もありませんので、〔款〕22 を終わりたいと思います。

以上で、歳入の審査を終わります。

補正予算書の1ページに、お戻りください。  
条文の審査に入ります。  
条文の審査は、条文一括で審査をお願いします。  
御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、条文の審査を終わります。  
以上で『議案第60号』の審査を終わります。  
それでは討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論を終わります。討論なしと認めます。  
お諮りいたします。

『議案第60号 平成24年度伊勢市一般会計補正予算(第2号)中、総務政策委員会関係分』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

異議なしと認めます。

よって、『議案第60号中、総務政策委員会関係分』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

#### 【議案第63号 伊勢市火災予防条例の一部改正】

◎杉村定男委員長

次に条例等議案書の7ページをお開きください。

7ページから10ページにかけての、『議案第63号 伊勢市火災予防条例の一部改正について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

よろしいですか。

御発言もありませんので、議案第 63 号の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論を終わります。討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 63 号 伊勢市火災予防条例の一部改正』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって議案第 63 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

#### 【議案第 65 号 水槽付消防ポンプ自動車（西分署配備）の取得】

◎杉村定男委員長

次に 21 ページをお開きください。

21 ページから 22 ページにかけての『議案第 65 号 水槽付消防ポンプ自動車（西分署配備）の取得について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

中川委員。

○中川幸久委員

ちょっと西分署のポンプ車については何か化学、従来化学消防車と聞いているのですが、このへんの関連はどんなのでしょうか。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●竜田博史消防次長

この西分署に配備してございます化学消防自動車というのは、これは更新車両ではなくて、新たに水槽付消防ポンプ自動車を購入して、所有の古いポンプ車、一番古いものを廃車とするものでございます。以上です。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、『議案第 65 号』の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論を終わります。討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 65 号 水槽付消防ポンプ自動車（西分署配備）の取得』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 65 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

#### 【議案第 66 号 水槽付消防ポンプ自動車（度会出張所配備）の取得】

◎杉村定男委員長

次に、24 ページをお開きください。

24 ページから 25 ページにかけての『議案第 66 号 水槽付消防ポンプ自動車（度会出張所配備）の取得について』を議題とします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、『議案第 66 号』の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 66 号 水槽付消防ポンプ自動車(度会出張所配備)の取得』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 66 号』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**〔議案第 70 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補正予算(第 3 号)中、総務政策委員会関係分〕**

◎杉村定男委員長

次に『議案第 70 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補正予算(第 3 号)中、総務政策委員会関係分』を議題といたします。

追加議案書の 8 ページをお開きください。

8 ページ、9 ページの〔款〕20 繰越金 を御審査願います。

御発言は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御発言もありませんので、〔款〕20 を終わります。

以上で、歳入の審査を終わります。

追加議案書の 1 ページに、お戻りください。

条文の審査に入ります。

条文の審査は、条文一括で審査をお願いします。

御発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

発言もありませんので、条文の審査を終わります。

以上で『議案第 70 号』の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論を終わります。討論なしと認めます。

お諮りいたします。

『議案第 70 号 平成 24 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）中、総務政策委員会関係分』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『議案第 70 号中、総務政策委員会関係分』につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

#### 【平成 24 年請願第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める請願】

◎杉村定男委員長

次に『平成 24 年請願第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める請願について』を議題といたします。

御発言はありませんか。

暫時休憩いたします。

10:25 休憩

10:35 再開

◎杉村定男委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

御発言はございませんか。

世古委員。

○世古明委員

所得税法第 56 条廃止ということですが、私は所得税法第 56 条がある意味とか、また関連する 57 条についても、もう少し時間をかけて議論したり精査をしていきたいと思っています。

そういう意味で継続審査ではどうかと思うのですが。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

発言もないようですので、以上で『平成 24 年請願第 1 号』の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

討論を終わります。  
お諮りいたします。

『平成 24 年請願第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める請願』につきましては、継続審査とすることに決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よって、『平成 24 年請願第 1 号』につきましては、継続審査とすることに決定いたしました。

#### **【基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出について】**

◎杉村定男委員長

次に『基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出について』を議題といたします。

本件につきましては、去る平成 24 年 5 月 16 日付けで、全国市議会議長会基地協議会会長から加盟市町村議会議長宛に依頼のあったもので、去る 6 月 18 日開会の議会運営委員会において、当委員会で取扱うことが決定されております。

それでは、意見書につきまして、意見書を提出するかどうか、提出する場合は、文案と議案の提出方法をどうするかについて協議を願いたいと思います。

御発言はありませんか。

暫時休憩をいたします。

10:36 休憩

10:40 再開

◎杉村定男委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

御発言はありませんか。

長田委員。

○長田朗委員

これは伊勢も基地を有する町として、大変重要な意見書ということで、私はこれについては採択して、この文面のおりの意見書を出すのがいいのではないかと思いますので、お諮りいただきますでしょうか。

◎杉村定男委員長

ありがとうございます。

他にございませんね。

お諮りいたします。

『基地対策関係予算の増額等を求める意見書』につきましては、委員会名で意見書を提出することとし、内容につきましては事務局案のおりとすることに決定いたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

異議なしと認めます。

よって、『基地対策関係予算の増額等を求める意見書』につきましては、事務局案のおり提出することに決定いたしました。

なお、当意見書案については、伊勢市議会会議規則第14条第2項に基づき、小職から議長へ提出いたしたいと思っております。

ありがとうございます。

以上で、当委員会で御審査いただきます案件の審査は終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎杉村定男委員長

御異議なしと認めます。

よってそのように、取り計らうことに決定いたしました。

これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 43 分

上記署名する

平成 年 月 日

委員長

委員

委員